

後期高齢者医療制度に関する意見書

平成20年4月より、75歳以上の後期高齢者を対象とする、新しい医療保険制度がスタートします。東京都後期高齢者医療広域連合が、新たな運営主体として、後期高齢者に対する、適切な医療の提供と、健康福祉の増進に向け、制度運営を行っていきます。

この仕組みの中で、区市町村は、窓口業務や、保険料の徴収という、住民に最も身近で、重要な役割を担っていきます。

後期高齢者医療制度を確実に継続して実現していくためには、75歳以上の被保険者を含めた、住民に対する、丁寧かつ十分な周知や、広域連合の安定的な、財政運営が不可欠であり、国の更なる対応が必要と感じています。

今般、厚生労働省より示された政省令案で、調整交付金は、比較的所得水準が高いと想定される、東京都のような広域連合に対し減額を行い、減額分は被保険者の保険料に加算されるとあります。

また、40歳から74歳未満を対象とした特定健診には、それぞれ1/3の、国及び都道府県による、補助金が予定されているにもかかわらず、「後期高齢者の健康診査」は、重要性を認めながら、実施は努力義務とし、公費による補助がなく、全額保険料、または、自己負担金によることとされています。これらのことは、保険料の負担増をまねき、後期高齢者の生活に大きな影響を与えます。

本来、「後期高齢者医療制度」は、国の責任の下に、国民皆保険の一環として、国民が安心して医療を受けることで、健康な生活を保障する制度であり、その財源を含め、国が責任をもって、仕組みを保障すべきものと考えております。

以上のことから、東京都においては、疾病リスクの高い後期高齢者を国民全体で支えるという制度の趣旨を踏まえ、後期高齢者の健康診査に対して必要な財政措置を講じるとともに、東京都から国に対し、後期高齢者医療制度の被保険者を含めた住民への十分な周知、並びに、後期高齢者医療制度の運営に係る財政支援を、強く要請していくことをとめます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成19年10月19日

千代田区議会議長名

東京都知事 あて